

## 会議記録（１）

会議名称	第19回北本市住民自治条例制定研究懇話会		
開会及び閉会日時	平成19年12月8日（土） 午後1時30分～午後4時00分		
開催場所	北本市役所会議室		
議長氏名	会長 内田政之助		
出席委員(者)氏名	有働 秀鷹 内田政之助 関山 邦孝 三橋 博	河井 宏暢 勝 豊 高荷 正春 田中 正昭	古賀 利雄 加藤 信利 田中 昭仁 福島 洋輔
欠席委員(者)氏名	荻野 照夫 浅野 昭八 野地恵美子 山本 浩之	下里 晴朗 阿久井美代子 宮原 鈴代	高橋 伸治 小関真美子 大熊 純司
説明者の職氏名	秘書政策室 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一		
事務局職員職氏名	秘書政策室 参事 岩崎雄一 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一 主査 佐藤健市		
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 条文の検討 4 その他 5 閉会		
配布資料	・次第 ・他市区町の自治基本条例における「市民」の定義		

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>これより、第19回北本市住民自治条例制定研究懇話会を開会いたします。開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>2 あいさつ</p> <p>・内田会長</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 条文の検討</p> <p>それでは、今回は前回に引き続き、グループ討議で結論が出なかった事項について全体で話し合い、集約をしていきたいと思えます。</p> <p>以前にお配りしました資料「北本市自治基本条例策定経過のまとめ（グループ間協議後）」と「条例策定経過の課題一覧」に基づきまして、全体で議論してまいりたいと思えます。</p> <p>前回の会議終了後に、リーダー・サブリーダー会議を開催いたしまして今回の会議の進め方について話し合いましたが、条例を策定する意義や中心となる条文、条例の名称につきましては、委員全員から意見をいただきましてその集計のもとに全体で討議することといたしました。回答書を今回の会議の開催通知に同封させていただきましたので、お帰りの際に事務局にご提出くださいますようお願いいたします。次回は、意見を集約した資料に基づきまして条例の目的の部分と中心となる条文、名称等について議論し、決定したいと思えます。</p> <p>そのため、今回は「課題6の条文の内容について」から以降を話し合い、決着をつけていきたいと思えます。</p> <p>会議の進行につきましては、まず、課題を抽出したグループのリーダーにグループで話し合った内容をお話いただき、そのまま討議の司会進行をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。</p> <p>また、先進地視察の案内がございます。1月15日に久喜市を訪問する予定です。平日ですが、ご都合のつく方はご参加くださいますようお願いいたします。</p> <p>事務局から詳しい説明をお願いします。</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p style="text-align: center;">——— 1月15日(火)の先進地視察について説明———</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1月15日(火)に久喜市の条例制定後の状況を視察する</li> <li>・ 受け入れていただければ午後から熊谷市も視察したい</li> <li>・ 参加できる方は12月21日までに参加申込書を事務局に提出して欲しい</li> <li>・ 久喜市あるいは熊谷市に質問があれば21日までに事務局に知らせて欲しい</li> </ul>
議長	<p>それでは、議題の6から進めたいと思います。担当したグループのリーダー、よろしくお願いします。</p>
河井委員	<p>事業者の定義について、「営利または非営利その他の事業活動を行うもの」としていますが、グループ間協議では、「その他」の部分については必要ないのではないかという意見がありました。このことについて皆様のご意見を伺いたいと思います。</p>
勝委員	<p>事業活動をどう捉えるかで、例えばライオンズクラブなど事業者の集まりの団体の活動等について「その他」とするのか、それともそれは「非営利」に含むのかだと思います。</p>
有働委員	<p>本日は、他市の条例の市民の定義について記した資料が配布されていますが、営業を中心に考えるのであれば、事業者のところでは「その他」の文言ははずして市民の定義の中に団体等を含めてはどうでしょうか。</p>
古賀委員	<p>私も他市のように市民の定義に活動する団体等を入れ、事業者のところの「その他」は削除していいのではないかと思います。</p>
河井委員	<p>それでは、市民の定義を「市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び市内で事業を営むもの又は活動する団体等」とし、事業者の定義から「その他」の部分を削除するということでよろしいですか。</p>
全委員	<p style="text-align: center;">———承認———</p>
河井委員	<p>次に3定義の(3)協働についてですが、「それぞれの役割と責任のもとに対等の立場で課題の解決に向け、協力すること」とし</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
勝委員	<p>ていますが、グループ間協議では、協働は「課題の解決」だけではないのではないか、という意見がございました。</p> <p>協働についての皆様のご意見はいかがでしょうか。</p> <p>協働する目的は、課題を解決することだけではなく、一つのものを発展させることだと思います。</p>
関山委員	<p>共通の目標に向けて協力するという表現が適当だと思います。</p>
事務局	<p>今年の３月に策定しました「北本市市民と行政との協働推進計画」では、協働を「対等な立場で共通の目標に向けて協力する」と定義しています。議会での質問にも一貫してそのように答弁しておりますし、計画を策定する際に視察した多くの市でもそのように定義をしているところが多かったように思います。</p>
河井委員	<p>それでは、協働の定義につきましては、「市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに、対等な立場で共通の目標に向かって協力すること」としてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>——承認——</p>
河井委員	<p>ありがとうございます。それでは、次に住民自治推進市民委員会についてですが、２０番に市民委員会の設置の項目があります。グループごとにその中味が違うようなので、市民委員会の役割は何なのかをそこで検討することとしたいと思います。</p> <p>なお、定義につきましては、項目があるのであえてここで定義付けることは必要ないと考えますがいかがですか。</p>
勝委員	<p>２０の市民委員会の項目の場所以外に市民委員会に関することが出てくる場合に、ここで市民委員会を定義する必要があるのだと思います。</p>
三橋委員	<p>この市民委員会につきましては、大変な責任を伴いますので慎重によくその内容を練る必要があります。定義につきましては、今までなかったものを設定したという意味であえて定義に入れておくということも考えられないでしょうか。</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
河井委員	それでは、中味を決定する段階で定義に入れるかどうかも判断したいと思います。よろしいですか。
全委員	———承認———
河井委員	それでは、4の基本原則について、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」のほかに「住民自治の原則」、「地域尊重の原則」を入れるべきかどうかですがいかがでしょうか。
勝委員	久喜市の自治基本条例には、「個人の人権の尊重」や「男女共同参画の推進」など憲法のように基本的なことをうたっています。今後、久喜市を訪問する予定があるということですので、どのような考えで基本原則を定めたのかを聞いてから決定してもいいように思いますが、今の条文案であれば特にこの項目は必要ないように思います。
北村委員	ここでは、まちづくりを進めるための基本原則をうたっています。
有働委員	定義は辞書、基本原則は各項目をまとめたキーワードが書かれたものと考えていますので、この項目は必要だと思います。
三橋委員	ここがこの条例の重点ポイントだと思います。
勝委員	久喜市の基本原則の条文を見ると、どんなまちをつくっていくのかを基本原則に書いています。 ここでは、北本市がどのような地域社会をめざすのかを書いたほうがいいと思います。
関山委員	どのような地域社会をつくりたいのかは前文に盛り込んでいますので、基本原則の項目では、具体的な運用を盛り込む規定がいいと思い、このような形で作成いたしました。
有働委員	条文は第1条からですから、私は基本原則にはどういったまちづくりを進めるためにこの条例を定めましたということを書くのがいいのではないかと思います。
河井委員	久喜市の条例のように基本原則をまとめるべきという意見が

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
北村委員	<p>多いように思いますがいかがでしょうか。</p> <p>条例の策定目的は目的の条項にしっかりと盛り込めば、原則はこの案のとおりでいいのではないかと思います 他市はだいたいこのような形式で基本原則を定めています。</p>
河井委員	<p>それでは、基本原則につきましては、このまま置いて、必要があれば内容を再検討するというところでよろしいですか。</p>
全委員	<p>———承認———</p>
議長	<p>それでは、市民の権利・義務につきまして、市民グループに進行をお願いします。</p>
田中(昭)委員	<p>市民の定義について、市外の人で市内に固定資産を持つ人の取扱いが問題となっています。グループ間協議でもまとまらなかったため、全体で協議したいと思います。いかがでしょうか。</p>
北村委員	<p>不動産に限らず、放置車両や大型ごみの不法投棄などを取り締まることを考えると、それらを資産と捉えて市内に資産を置く人も市民として考える必要があるのではないかと思います。 また、ふるさと納税のことを考えると、納税者には義務が生じるとするのは問題があるように思います。</p>
堀越委員	<p>捨てたものは資産とは言えないと思います。また、ふるさと納税は寄附制度になるようですから、やはり善意で寄附をしていただく人に義務を課すということはできないでしょう。</p>
福島委員	<p>住民投票など他の条文にも市民の文言が出てきますので、それらを考えると納税者を市民とすることには問題があると思います。資料にもありますようにあえて市民を定義しないまちもあります。</p>
古賀委員	<p>住民と市民の違いを示しておくことは必要ではないですか。</p>
福島委員	<p>条文の全体が固まったところで考えることも必要だと思います。</p>

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
田中(昭)委員	それでは当面はこのままの形でおくということによろしいですか。
全委員	———承認———
議長	それでは、説明責任のところにつきまして、議会・行政市民グループに進行をお願いします。
勝委員	11の説明責任のところの課題につきましては、グループ間協議終了後にグループ内で整理し、7の情報公開のところに盛り込んで解決しています。また、市民委員会につきましては、20市民委員会の項で議論していくということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。
全委員	———承認———
勝委員	では、続いて14の参加・協働の推進の項目ですが、この条例の重要な部分でありますし、本日はこの項目を中心になって作成いただいた竹村さんと細井さんが欠席されていますので、お2人がいる時の会議で議論を進めたほうが良いと考えますがいかがでしょうか。
勝委員	———承認———
議長	それでは、住民投票の項目についてお願いします。
田中(昭)委員	住民投票の項目では、議会との関係と直接請求の条件が問題になりました。この2点について全体で合意を図りたいと考えます。
高荷委員	住民投票の結果の拘束力はあるのでしょうか。
事務局	拘束力はありません。最終的には議会の議決で決定します。
高荷委員	それでは、アンケートと同じ意味合いですね。
事務局	合併など将来の市民生活に関わる重要な問題や岐路に立ったときに、住民の総意を聞くということだと思います。

## 会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
加藤(信)委員	我々のグループで検討した中でも実際に実施するとしたら合併の問題くらいだろうという話をしていました。
有働委員	署名数などの具体的な要件等については、別に条例で定めるとしていますので、その条例で規定すればいいのではないのでしょうか。
事務局	他市の制定状況の中で見ますとやはり、別の条例で規定しているところが多いようです。
加藤(信)委員	3項については削除してもいいのではないのでしょうか。
高荷委員	この条例の目玉となるところと考えるので細かいところも入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。
堀越委員	署名の数については、余り少ない人数で可として、何でもかんでも住民投票を要求するような形になってしまっては困ると思います。
田中(正)委員	1回の住民投票の費用は約2000万円から3000万円かかります。 常設は難しく、案件によって個別に条例を作るべきと考えます。案件が発生した際に住民投票ができるという道をここで示しておけばいいのではないのでしょうか。
古賀委員	住民投票を実施するか否かについては議会の議決が必要ですか。
北村委員	必要だと思います。
関山委員	市民が住民投票を請求する権利を持っているという規定は置いておく必要があると思います。
三橋委員	以前の鴻巣市との合併の動きがあったときはどうだったのですか。
事務局	合併特例法における有権者の50分の1の署名により、鴻巣市長・川里町長に住民発議による「合併協議会設置の協議に



## 会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
福島委員	<p>係る意見について」議会に付議するか否かを照会しましたが、いずれも「議会に付議しない」との回答を受けたため、協議には至りませんでした。</p> <p>地方自治法により、有権者の50分の1で条例の制定請求ができることになっていますので、ここで住民投票請求の人数を規定しても意味がありません。</p>
議長	<p>それでは、市民が住民投票の請求をすることができるとしておくことは大切なことと思いますので、それはこの項目に残しておくこととしまして、細かいことは別の条例で定めるとしていかがでしょうか。</p>
全委員	<p>——承認——</p>
議長	<p>それでは、今日の会議はこの辺で終了したいと思います。次回の会議には、事務局から今日のアンケートの集計が提示されると思いますので、その資料をもとに目的規定等を確定したいと思います。</p>
事務局	<p>4 その他 ——次回日程について連絡——</p> <p>5 閉会 ・有働副会長あいさつ</p>
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北本市住民自治条例制定研究懇話会 会長</p>	